

# 札幌駅周辺は駐輪禁止 区域となっております。 自転車をご利用の際は 駐輪場をご利用ください。



## 駐輪場の場所および定期券販売所

(駐輪場管理事務所)

有料駐車場	屋根 利用 形態	定期利用台数 原付 自転車	利用時間
1 札幌駅北口駐輪場(西棟)	あり	定期一時 35 236	6:00~24:00
2 札幌駅北口駐輪場(東棟)	あり (屋上なし)	定期一時 708	6:00~24:00
3 北6西1駐輪場(JR高架下)	あり	定期一時 350	6:00~24:00
4 北6西2路上駐輪場	なし	定期のみ 161	24時間
5 札幌駅5.5(紀伊國屋横)駐輪場1階	あり	定期一時 20 254	6:00~24:00
札幌駅5.5(紀伊國屋横)駐輪場2階	あり	定期のみ 346	6:00~24:00
6 北4西5(アステイ45東)路上駐輪場	なし	定期のみ 80	24時間
7 北4西5(アステイ45東)路上駐輪場	なし	定期のみ 80	24時間
8 北5西6桑園停車場緑道上駐輪場	なし	定期のみ 181	24時間
9 北4西3(道銀前)路上駐輪場	なし	定期のみ 45	24時間
10 北4西3(ロフト前)路上駐輪場	なし	定期のみ 30	24時間
11 北5西1(JRタワー東向い)駐輪場	なし	定期一時 2,200	6:00~24:00 (一部24時間)
12 北4西1(北農ビル前)路上駐輪場	なし	定期のみ 53	24時間
13 北4西1(共済ビル前)路上駐輪場	なし	定期のみ 46	24時間
14 北4西2(東急前西)路上駐輪場	なし	定期のみ 23	24時間
15 北4西2(東急前東)路上駐輪場	なし	定期のみ 31	24時間

定期券はMAP上で マークのついている駐輪場(②③⑤⑪)で受け付けております。

※平成28年3月1日現在の情報に基づきます。

## 定期利用の料金

区分	単位	自転車		原動機付自転車	
		1台につき	原付	自転車	原付
定期利用	屋根のある駐車場	一般	1ヶ月	1,500円	3,000円
			3ヶ月	4,100円	8,200円
		学生	シーズン(4月~11月末日)	9,000円	18,000円
			1ヶ月	1,000円	2,000円
			3ヶ月	2,700円	5,400円
			シーズン(4月~11月末日)	6,000円	12,000円
屋根のない駐車場	一般	1ヶ月	1,000円	2,000円	
		3ヶ月	2,700円	5,400円	
	学生	シーズン(4月~11月末日)	6,000円	12,000円	
		1ヶ月	700円	1,400円	
		3ヶ月	1,900円	3,800円	
		シーズン(4月~11月末日)	4,200円	8,400円	
一時利用	1回	100円	200円		



## 駐輪場ご利用の手引き

### 一時利用について

- 駐輪場に入る前に精算機で整理手数料(利用料金)をお支払い下さい。
- 整理手数料は、1回あたり(24時間以内)、自転車が100円、原動機付自転車が200円です。
- 24時間を超えて駐輪する場合は、駐輪場から出る際に精算してください。

### 定期利用について

- 駐輪場を定期利用される方は駐輪場管理事務所に「自転車等駐車場定期利用申請書」を記入の上、申請書を提出してください。どの駐輪場管理事務所でも、すべての駐輪場の申請ができます。申請は2週間前より受け付けます。
- 学生の方は学生証を提示してください。
- 「自転車等駐車場定期利用証」(シール)は自転車または原動機付自転車の見やすい位置に貼り付けてください。

### 定期利用の更新について

定期利用の更新は2週間前から受け付けます。更新の際には定期券をお持ちください。更新は駐輪場管理事務所に設置された自動料金精算機で直接更新できます。定期利用の承認期間の末日までに申請のない場合(利用期限を過ぎた場合)は優先的に利用の更新をすることはできませんので早めに更新してください。

### 届出事項変更および再発行について

- 記載内容の変更がある時は、速やかに変更手続きをしてください。
- 定期券および定期シールの紛失・破損は、再発行手続きをしてください。
- 利用場所を変更する場合は、新たに契約が必要です。

### 解約について

- 解約については、1ヶ月以上の契約期間が残っていること。
- 解約手続きには、定期券および定期シールの返却が必要です。
- 還付金は、指定する銀行口座に振込手数料が差し引かれて振込まれます。

### ご注意

- 駐輪場内における自転車等の盗難、損傷については、当グループは責任を負いません。必ず施錠などの盗難防止の措置をお願いします。
- 定期券は指定された駐輪場でのみご利用になります。
- 利用する自転車等に変更があった場合はすみやかに届け出てください。
- 駐輪場の利用規定を守り、管理人の指示に従ってください。
- 駐輪場の施設その他の工作物または駐車中の自転車等を汚損又は破損させたときは、その賠償をさせていただきます。
- 定期シールは、定期契約した駐車場のみ有効です。
- 定期契約駐車場以外で駐輪した場合は、違法駐車として撤去されます。
- 定期利用期間内には駐輪場を変更することはできません。(駐輪場を変えたい場合は、現契約を一旦解約し、あらためて新規申込して下さい。必ず解約する前に駐輪場の空き状況をご確認下さい。)
- 定期券有効期日2週間前から、販売機で更新手続き(利用継続)ができます。
- 定期券有効期日が過ぎると、新たに申し込み手続きが必要となります。
- 駐輪中は必ず自転車を施錠してください。
- 定期契約駐輪場内の使用方法については、お互いにマナーを守りましょう。
- 定期の申込みは先着順です。(駐輪場ごとに、契約台数に限りがあります。)